

ヤミ金訴訟最高裁の初判断（貸金元金も返金不要）を受けての会長声明

平成20年6月10日、最高裁第3小法廷（那須弘平裁判長）は山口組系旧五菱会のヤミ金融事件を巡り、愛媛県の被害者11人が「ヤミ金の帝王」と呼ばれた梶山進受刑者に約3500万円の賠償を求めた訴訟で、「著しく高い金利で違法な貸し付けをした業者からは、利息だけでなく元金分も含めて借り手が支払った全額を損害として取り戻せる」との初判断を示した。

その上で利息分のみの支払いを命じた2審・高松高裁判決（平成18年12月）を破棄し、賠償額を算定し直させるため審理を差し戻し、社会倫理に反する不法な行為で渡した財産は返還請求できないと定める民法第708条の不法原因給付の法理を世間に周知させた。これは、出資法の上限金利の年29.2%を大幅に上回る年数百～数千%の暴利で貸し付けた今回のケースは不法原因給付に当たり、賠償額から元本分を控除するのは許されないとし、端的に言えば「暴利のヤミ金融から借りた金は返す必要がない」ことを確認するものであった。

神奈川県司法書士会は、これまで、ヤミ金融被害の根絶を目指す諸活動を展開してきたが、現状のヤミ金融に多いのは、携帯電話を利用する素性のわからない者達であって、司法書士が介入してもヤミ金融業者個人の特定は難しいため、責任追及どころか所在すら判明しないケースが多く、また、「借りた元金は返せ」など、執拗なヤミ金融業者の言い分に閉口せざるを得ないケースも散見されていたことから、ヤミ金融に対する当会の対応を根本的に再検討しているところであった。

その状況下の中で、今回の最高裁判断がなされた。この判断を導いた弁護団に敬意を表するとともに、現場の在野法律家団体として、ヤミ金融撲滅のために消費者保護を重視する諸活動をさらに重ねて行くことをここに宣明するとともに、ヤミ金融撲滅の実効性をより高めるため、関係各所に以下のとおり要請する。

要請事項

1. 警察に対しては、ヤミ金融の徹底的な取り締まりを求めると共に、被疑者不詳の告訴・告発に対しても積極的な捜査を求める。
2. 監督官庁に対しては、ヤミ金融まがいの行為をした業者が判明した際は、直ちに警察に通報するとともに適正厳格なる処分を求める。
3. 金融機関・電話会社に対しては、口座・電話の不正利用の徹底排除を求め

る。

4. 地方自治体に対しては、住民の生活の安全を守ることを責務とする地方自治体は、ヤミ金被害者が助けを求めて駆け込める身近な相談窓口を創設すべきであり、ヤミ金融被害相談窓口の充実のため、上記各団体との更なる連携強化を求める。

平成20年6月13日 神奈川県司法書士会会長 加藤 俊明